

第 22 期第 18 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 8 年 5 月 18 日（月）午後 1 時 50 分から午後 2 時 40 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 5 階 「第 5 会議室」

議 題

1 諮問事項

（１）内共第 3 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について（資料 1）

2 協議事項

（１）令和 7 年度増殖実績及び令和 8 年度目標増殖量等について
（相模川漁連、湯河原観光漁協）（資料 2－1～2－3）

3 報告事項

（１）令和 8 年のアユの遡上状況について（資料 3）
（２）多摩川におけるしじみの採捕に係る制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の制限に係る委員会指示の公報登載について（資料 4）

4 その他

（１）令和 8 年 8 月の委員会開催日程について
（２）その他

〔参考資料〕

- ① 山梨県内水面漁場管理委員会指示（参考資料 1）
- ② 東京都内水面漁場管理委員会指示（参考資料 2）

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 小島 善光、濁川 謙二、平田 英二、細川 孝
遊漁者委員 伊藤 義明、長塚 徳男
学識経験委員 井貫 晴介、内田 和男、津谷 信一郎
- ・ 事務局 小川事務局長、広瀬事務局長代理、河野主事、石川主事
- ・ 県水産課 石黒技幹、片山副技幹、加藤(大)技師

議 事

小川事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。本日は10名中9名の委員の御出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしく願いいたします。

議 長
(井貫会長)

ただいまから第18回の委員会を開会いたします。

本日の議題ですが、諮問事項が1件、協議事項が1件、報告事項が2件と、その他となっております。

議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。小島委員、内田委員、よろしく願いいたします。

両委員

(了 承)

議 長

それでは議事に入ります。まず諮問事項(1)「内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について」を議題とします。水産課から説明をお願いします。

水) 加藤技師

【資料1に基づき説明】

議 長

ただいま水産課から説明がありましたが、何か御質問、御意見等あればお願いいたします。

津谷委員

2ページ目の変更の内容の(2)禁漁区域の追加についてですが、魚道2か所を新たに禁漁区域に追加したということですが、この魚道は新しくできたものなのでしょうか。新しくできたために追加するのか、今までもあった魚道けれども、特別な理由があって追加したということなのでしょうか。

水) 加藤技師

はい。水産課加藤から回答します。この魚道は新しくできたものではなく、以前からあったものでございます。今回追加した背景としましては、元々こちらの魚道2か所についても組合員としては禁漁とすべきといったような認識があったということなのですが、実際には遊漁規則や行使規則には盛り込んでいませんでしたので、今回正式に、遊漁規則、行使規則ともに追加することとなりました。

津谷委員

特に、こちらで顕著に魚が採られてしまうといった事実、エピソードがあったということではないのでしょうか。

水) 加藤技師

今回の改正にあたって、特段の事件、エピソードがあったということではないのですが、魚道というのは一般的に採集効率が高いということで、この魚道2か所においても、たくさん釣ってしまうということがこれまでもあったので、正式に禁漁区として追加することとなりました。

津谷委員	この地域で、他の魚道は既に禁漁区に指定されていて、この魚道だけ指定されておらず、禁漁になっていなかったということでしょうか。
小島委員	他の魚道については、完成したのが古く、設定していたと思います。文命床止工魚道と岸地先堰堤魚道は造られたのが遅かったのではないかと思います。魚道の禁漁を口頭では遊漁者に伝えていましたが、そのまま設定が漏れていたのでしょう。遊漁者には、基本的には魚道は禁止だということを周知していますが、新たに設定したということです。
水) 加藤技師	先程以前からあった魚道だと申しましたが、具体的にいつできた魚道かは把握しておりませんが、比較的新しい魚道なのかもしれません。
小島委員	文命床止工魚道については、他の魚道よりは新しいと思います。
津谷委員	そうすると指定漏れがあったという理解でよいですね。
小島委員	そうですね。ただ組合内では、魚道は禁漁であるということは皆さん認識していました。
議 長	調整規則で一般的に禁止するという事はないのですか。
長塚委員	遊漁者の暗黙の了解はありますよね。魚道ではやらないという。
水) 加藤技師	調整規則上の禁止もございます。調整規則で禁止しているところが酒匂川は2か所あります。それとは別で、遊漁規則で禁止しているところがございまして、それらは遊漁規則、行使規則に記載してあるとおりでございます。
小川事務局長	補足します。漁業権のある河川の全ての魚道に遊漁規則と行使規則の禁漁区が設定されているわけではありません。漁業法の考え方は、原則自由漁業で、その上に規則を重ねていくというもので、必要に応じてルールを設定していくということになっていますので、全ての魚道について明示的に禁止するのではなく、必要性のあるところを禁止するという考え方になります。新しいか古いかというのがありますが、老朽化が進んで魚が溜まってしまうなど、状況が変わってくることもあります。組合として漁場管理上必要であるということで申請が上がってきたものと考えます。水産課としてはその部分については、すぐに良いですよとはならず、担当が見に行行って、狭いことや、乱獲されてしまうから資源管理保護上よくないということをもとに判断し、さらに行使規則でも同じ制限をかけていますから、誰もができない、つまり不当な遊漁の制限になっていないということでルールを設定を進めていくということです。 参考ですが、漁業調整規則の禁漁区の考え方は、遊漁規則で禁漁区の設定をして、何年かやってトラブルもなく、調整規則でも罰則を設けた方がよいというところに、改めて調整規則で規制するというのが最近の流れです。調

	整規則には罰則もありますから、まずは遊漁規則、行使規則で縛って運用しておいて、必要があれば調整規則でも規制するということです。先に調整規則で規制をかけたり、同時に調整規則も規制をかけたりということはあまりなく、漁場の管理上、漁協が遊漁規則、行使規則で規制をかけた後、必要があれば調整規則でも規制をかけるというのが近年の調整規則の改正の考え方となっております。以上です。
議 長	他に何かございますか。ないようでしたら、諮問事項については、諮問内容のとおり異議がない旨知事に答申するということによろしいでしょうか。
委員一同	(了 承)
議 長	それではそのように決定いたします。 続きまして、協議事項（１）「令和７年度増殖実績及び令和８年度目標増殖量等について（相模川漁連、湯河原観光漁協）」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事）河野主事	【資料２に基づき説明】
議 長	それでは最初に、相模川漁連の内共第１号、２号及び１８号の令和７年度の増殖実績と、令和８年度の目標増殖量案について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。
伊藤委員	よろしいですか。令和７年度にやまめの成魚の量が増えているのですが、これは何か理由があってこの年だけ多かったということでしょうか。この年だけ放流量が２,６５０ｋｇに増えていて多かったのですが、また２,５００ｋｇに戻っています。
事）河野主事	目標より多くなった具体的な理由は伺っておりませんが、結果として２,６５０ｋｇとなりまして、来年度については、これまでと同様に、令和５年９月の免許時の計画増殖量と同量の２,５００ｋｇを目標としているという状況です。
伊藤委員	明確な理由があったということではないのですね。わかりました。
議 長	よろしいですか。他に何か御質問、御意見ありますか。
長塚委員	あゆですが、令和７年度に湖産あゆを５０,０００尾放流しています。この年だけ湖産あゆを放流したのは、何か理由があったのでしょうか。来年は予定していないのですよね。また、どこの湖産あゆを入れたのでしょうか。
事）河野主事	把握しておりませんので、確認して次回以降に回答させていただければと思います。
長塚委員	はい。わかりました。
議 長	他に何かございますか。ないようでしたら、相模川漁連の内共第１号、２

委員一同
議長

号及び18号の令和7年度の増殖実績を了承して、令和8年度の目標増殖量については、原案どおり決定することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

(了 承)

それではそのように決定いたします。

続いて湯河原観光漁協の内共第6号の7年度の増殖実績と、8年度の目標増殖量案について、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

特段御質問はないようですので、湯河原観光漁協の内共第6号の令和7年度の増殖実績を了承して、令和8年度の目標増殖量については、原案どおり決定することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同
議長

(了 承)

ではそのように決定いたします。

なお資料2-3の案のとおり公示することとしたいと思います。

内田委員

質問なのですが、各河川の放流の経年変化等を示したデータはありますか。

事) 河野主事

放流量ということでしょうか。

内田委員

はい。

事) 河野主事

今お手元にお配りしている資料には令和3年度から令和7年度を示しております。

事) 広瀬代理

これより以前ということでしょうか。

内田委員

はい。経年変化がわかるようなデータがあったら、色々と考えるベースになるような気がします。昔の漁獲量が多かった時と今とを比較する時に、増殖の効果がどれくらいあるかということのイメージが湧くと思うのです。

事) 広瀬代理

今お手元にお配りしている資料を、さらに数年遡っていつてお示しする年度を長くするという方法であれば可能かと思いますが、それを表にするというような御提案でしょうか。

内田委員

そうですね。過去から今にかけてどのように変わってきたのかがわかれば、川のキャパシティが減ったのか、それとも遡上量や放流量が減ったのか、色々なアイデアが湧くと思うのです。

議長

水産試験場ではそういったデータは扱っていないのでしょうか。

小川事務局長

試験場ではあまり放流データは持っておりません。行政が持っています。過去の委員会で毎回議論していただいていますので、毎年の放流実績はかなり以前から積み重ねがあるはずです。

事) 広瀬代理	ただすぐにお出しできるような形では持っておりませんので、調整する時間等をいただければと思います。
内田委員	増殖量を考えるベースがあると非常にすっきりするような気がいたしました。
小川事務局長	どのような用途で使われるのかによってまとめ方が変わるのではないかと思いますのと、また、漁場や自然環境だけではなく、漁協の経営状態というのが大きく反映しますので、放流量が多いから、又は少ないから、漁場がどうだったという議論はしばらくかもしれないと思います。
議 長	どういたしましょうか。
内田委員	今日議題となった水域だけでも、経年変化を追えるようなデータがあればありがたいと思います。
議 長	大体何年間くらいを想定されていますか。
内田委員	1991 年くらいに漁獲量がピークになって、国の統計では途中で、遊漁者の採捕した量の統計を取らなくなってしまったので、資源水準を見るのが難しい状況なのです。そのため 1990 年代くらいからあればとてもわかりやすいと思います。
議 長	国の研究所ではそういったことは分析していないのですか。
内田委員	していないですね。水系ごとではなく、県ごとといったものは出てきますが、水系ごとはなかなかありません。内水面は農水省の中でも弱い分野ですから。御負担かけるようで申し訳ありませんが。
議 長	事務局から何かこういったものでどうかというものがあれば内田委員に確認していただければと思いますが。
事) 広瀬代理	現状ではどのような資料がよいか提案できませんが、出来合いのものはありませんので。
内田委員	こういったまとめ方をされているのであれば、このような資料をもう少し遡ることができればと思います。
事) 広瀬代理	資料をそのまま何枚もお出しするというよりは、多少見やすくということですよ。
内田委員	はい。実績がどう変化したかということです。
議 長	増殖実績だけでよいのですよね。
内田委員	はい。漁獲統計はなかなか難しいですね。
事) 広瀬代理	重量か尾数かというところもあります。
内田委員	どちらでも構いません。両方とも見ていただいて。
事) 広瀬代理	重量か尾数かというのも、資料を遡って行ってどちらが適切なのかという

議長
事) 広瀬代理

ところもございますので、資料に当たらせていただければと思います。
相当な作業量になりそうですが。
かなりの期間になりますので、どこまで可能かも含めて検討させていただきます。

内田委員
議長

はい。
それでは、そういうことでよろしく願いいたします。
続いて報告事項(1)「令和8年のアユの遡上状況について」を議題としますので、事務局から説明をお願いいたします。

事) 河野主事
議長

【資料3に基づき説明】
ただいまの報告につきまして、何か御質問、追加情報がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。
それでは、報告事項ということで、了承ということにしたいと思います。
続きまして、報告事項(2)の「多摩川におけるしじみの採捕に係る制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の制限に係る委員会指示の公報登載について」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。

事) 河野主事
議長
委員一同
議長

【資料4に基づき説明】
公報登載についての報告ですが、了承ということでよろしいでしょうか。
(了承)
それではそのように決定いたします。
以上で本日の議題は終了となりましたが、委員の皆様から何かありましたらお願いします。

伊藤委員

よろしいですか。先日、記者の方から個人的に尋ねられたのですが、コクチバスについて、多摩川なのですが、神奈川県では再放流を禁止することになっていますが、東京都ではそのような指示がないそうなのです。川を渡って釣りをする人がいた際に、今後整合性が取られる可能性はあるのかと尋ねられたのですが、どのように考えたらよいのかと思いました。

議長
小川事務局長

何かそういった話は聞いていますか。
コクチバスは特定外来生物なので、環境省の法令によって放流が禁止されていると思います。神奈川県は調整規則のバスの再放流の禁止については、国からも一度外すように言われたのですが、取締はどうするのか、環境省の人が来てくれるわけではないので、漁業監督吏員がやらなければならないだろうということで、実効性を持たせるために、水産庁に説明をしてそのまま残したという経過があるので、神奈川県では調整規則にも再放流の禁止が残

	っています。そのため、環境省の法令で禁止されているので、県境を跨いだとしても、コクチバスの放流は禁止になります。
伊藤委員	東京都でも神奈川県でも。
小川事務局長	そうです。当然、神奈川県でも環境省の法令が適用されていますが、調整規則でも明示的に禁止しているというだけで、東京都でも禁止です。
伊藤委員	そうですね。その方は東京都ではよいのだと言われていたので、そうなのかなと思ったのですが。
小川事務局長	いえ、違うはずです。
伊藤委員	わかりました。とてもわかりやすい御回答をいただきました。ありがとうございました。
議 長	お会いしたら指摘しておいてください。
伊藤委員	はい。機会があったらお伝えします。ありがとうございます。
議 長	他に何かございますか。
	事務局、水産課から何かありますか。
	ないようでしたら、本日の委員会はこれで閉会します。
	次回は6月16日火曜日14時からの開催予定になっています。よろしくお願いいたします。